

(3) 取引適正化に係る事業者指導

① 所長指導

指導年月日	商品・サービス名	指導時の相談件数	該当する不適正な取引行為の基準 (改正 平成 17 年告示第 88 号)
平成 27 年 1 月 15 日 (書面指導)	家屋の修繕工事	25 年度 3 件 26 年度 8 件	基準 1(1) 販売目的の隠匿
平成 27 年 2 月 24 日 (書面指導)	家屋の修繕工事	26 年度 5 件	基準 1(2) 適合性を有しない者への勧誘 基準 1(3) 不実告知 基準 4(1) クーリング・オフ妨害

② 注意喚起

回数	事業者数
3 回	3 社

③ 意見交換

回数	事業者数	内訳		
		事業者	信販	団体等
193 回	124 社	104 社	15 社	5 社